地域の交通・移動支援パップレット

~お出かけにお困りの方へ~

お出かけに関する お困りごとの 解決手段はいろいろです ぜひ本パンフレットを お役立てください

横浜市

令和2年9月発行(データ版)

編集·発行 横浜市

監修 横浜市交通政策推進協議会 地域交通部会

- ▶各事業・取組に関するお問合せは、各問合せ先まで
- ▶パンフレットの発行に関するお問合せはこちら

横浜市都市整備局都市交通課

横浜市中区本町6丁目50番の10

TEL:045-671-4128 FAX:045-663-3415





















「日常生活の中でお出かけに困っている」と感じている方、またはそう感じている方が身の回りにいらっしゃる方のためにパンフレットを作成しました。

現在、地域の交通・移動を取り巻く状況は、利用者の減少や運転手不足などによるバスの減便や廃止が生じており、厳しさを増しています。

パンフレットの第1部には、今ある身近な移動手段を上手に使っていただくために、お住まいの地域にある移動手段や、その使い方などの情報をまとめました。まずは、今ある移動手段を知っていただくことで、お困りごとの解決につながればと思います。

第2部には、移動手段の導入を考える際のポイントをまとめました。今ある移動手段では解決することが難しい場合に、地域で移動手段の必要性や適切な移動手段について話し合う際の参考にしてください。

このパンフレットを通じて、皆さんのお出かけに役立つことができれば幸いです。

目 次

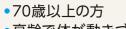
パンフ	レットの使い方	P.1
第1部	まずは今ある移動手段を上手に使いましょう	P.2
	路線バスを上手に使いましょう	P.2
	タクシーを上手に使いましょう	P <u>.</u> 8
	その他の移動サービス	P.13
第2部	地域で移動手段の導入を考えましょう	······P . 15
	移動手段の導入の必要性を皆さんで考えましょう	P.15
	移動手段の導入事例	P.19

パンフレットの使い方

具体的にはどういった困りごとを抱えていますか?

なぜ困っているのか(いつ、どこで、誰が、何をしたいのかなど)を、できるだけ細かく考えたうえで、 検討することが解決策にたどり着く近道です。

- 自宅から行先までどんな移動手段があるのかわからない方
- バスやタクシーの 利用方法がわからない方(?)



高齢で体が動きづらい方



障害のある方おひとりでの移動が



妊娠中や子育て中の方



第1部 まずは今ある移動手段をうまく活用しましょう

- ●バス路線の調べ方 (→P.2)
- ・バスの位置を確認する (→P.4)
- ●バスの乗り方(→P.5)
- ●タクシー配車アプリを 利用する (→P.9)
- ●敬老特別乗車証 (敬老パス)の紹介
- (→P.7)

 •ユニバーサルデザイン
 (UD)タクシーの紹介
 (→P.10)
- ●福祉有償運送の紹介(→P.13)
- ノンステップバスの紹介 (→P.6)
- ●福祉特別乗車券(福祉 パス)の紹介 (→P.7)
- ●ユニバーサルデザイン (UD)タクシーの紹介
- (→P.10) ●福祉タクシー利用券の
- 紹介 (→P.12) ●福祉有償運送の紹介 (→P.13)
- ●移動相談窓口の紹介 (→P.14)

- ユニバーサルデザイン (UD) タクシーの紹介 (→P.10)
- 子育て支援タクシーの 紹介 (→P.11)

今ある移動手段では解決が難しい場合

移動手段以外に解決策はありませんか?

それでも解決が難しい場合

第2部移動手段の導入を検討しましょう (→P.15)

交通事業者による運行 (→P.19 ~) 交通事業者以外による運行 (→P.22 ~)

第1部 まずは今ある移動手段を上手に使いましょう

皆さんの身の回りには、「路線バス」や「タクシー」、またおひとりでの移動が困難な方のための「福祉サービス」など、様々な移動手段が存在します。まずはこれらの身近な移動手段を使ってみましょう。

路線バスを上手に使いましょう

横浜市内では、10社のバス事業者が600を超える路線で運行を行っており、約5,500か所のバス停が 設置されています。最寄りのバス停からどこへ行けるのか改めて確認してみることで、バスの便利な使い方 を発見できるかもしれません。

● バス路線の調べ方

バス停の位置やバス路線のルートを調べるには、各バス事業者が作成している路線マップやホームページがあります。また、複数のバス事業者の路線を網羅的に案内している「横浜市区別バスマップ」や「神奈川バス案内web」、インターネットの検索サイトによる経路検索なども便利です。

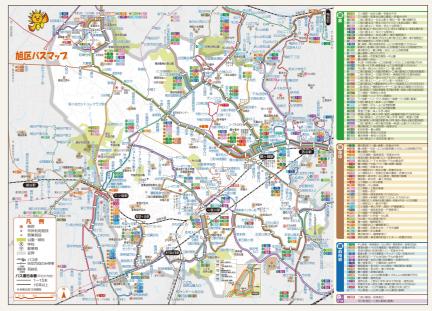
横浜市 区別バスマップの紹介

- ▶ 横浜市では、郊外区を中心とした一部の区で、全てのバス事業者の路線を掲載した区別のバスマップを作成しており、ホームページに掲載しているほか、各区役所で配布をしています。
- ▶ 以下のホームページよりダウンロードいただけるほか、区役所にて配布しています。 (取扱区:旭、瀬谷、泉、栄、金沢、港南、鶴見、緑、青葉、磯子) 令和2年9月時点

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kotsu/toshikotsu/annaizu/busmap.html



区別バスマップの例



問合せ先

横浜市都市整備局都市交通部都市交通課 TEL:045-671-4128

神奈川バス案内web





▶ 一般社団法人 神奈川県バス協会では、神奈川県内発着の「一般路線バス」「高速バス」「深 夜急行バス」「空港連絡バス」について、路線・系統・運賃・時刻表などの各種情報をホームページ で紹介しています。

サイト利用イメージ 住所から最寄りのバス停と経由する系統を検索する方法



インターネット検索サイトによる経路検索

▶ 出発日時や到着日時を指定したり、出発地と目的地を入力するだけで、複数の事業者のバス・電車・徒歩等を組み合わせた経路を知ることができるものもあります。ご自身に合ったサイトを探してみてください。

<例>

NAVI TIME バス乗換案内 ジョルダン 乗換案内

Yahoo! 乗換案内 駅すぱあと 経路検索 Google Map ルート・乗換案内

令和2年7月時点 横浜市調べ

運行状況の確認の仕方

バス停で待っているとき、バスがいつ来るか心配になったことはありませんか?

一部のバス停では、バスの運行状況をリアルタイムで表示する「バスロケーションシステム」が設置されています。

また、バスの現在位置をリアルタイムで確認できる「バス位置検索システム」をホームページ上で提供しているバス事業者もあり、こちらは携帯電話やスマートフォン等からご利用いただけます。

バスロケーションシステム

- ▶ GPS等を用いて収集されたバスの位置情報を携帯電話やパ ソコン、バス停等に表示する情報提供するシステムです。
- ▶ このシステムで、出掛ける前や、バス停での待ち時間に、「あと何分でバスが来るか」「乗りたいバスは今どこを走っているか」などの状況が確認できます。





横浜市内でホームページ上に「バス位置検索システム」のあるバス事業者

・江ノ電バス



・小田急バス



・神奈川中央交通



・川崎鶴見臨港バス



・京急バス ・相鎖



・相鉄バス



・東急バス



・フジエクスプレス



・横浜市営バス



令和2年7月時点 横浜市調べ

横浜市営バスの例



3

2 バスの乗り降りの仕方や運賃の支払い方

行きたい場所と路線が決まったら、実際にバスに乗ってみましょう。

バス車両には前扉から乗車するものと中扉から乗車するものがあります。前扉から乗車する場合は 乗車時に運賃を支払い、中扉から乗車する場合は、降車時に運賃を支払います。

運賃の支払い方は、現金、定期、ICカード等があります。また敬老特別乗車証(敬老パス、P.7)や福祉 特別乗車券(福祉パス、P.7)を持っている方は、そちらもご利用いただくことができます(一部利用い ただけない路線もあります)。

また、車いす使用者など誰もが乗り降りしやすいノンステップバスもあります。

バスの乗り降りの仕方

前乗り車両

- ▶ 定額の運賃を支払う「運賃先払い方式」と、運転手に行き先を伝えて乗車区間に応じた運賃を 支払う[申告前払い方式]があります。
- ▶ なお、横浜市営バスは都心部のほとんどの路線は「運賃先払い方式」で運賃は大人220円、 小児110円の運賃です。



バス前方のドアから乗車 し、降車は後方のドアにな ります。



前乗り車両では、運 転席の隣に運賃箱が あります。

後乗り車両

- ▶ 後方のドアから乗車し、ドア 乗車時の注意点 付近に設置されたICリー ☆ICカードで ダーにタッチ又は整理券発 券機から整理券を取ります。
- ▶ 前方のドアへ向かい、 降車時にもICリーダーに タッチ又は整理券と一緒に 現金若しくは回数券等を運 賃箱に投入し降車します。
- バスに乗るとき ICカード読み取り部 にタッチしてください。

☆現金・定期券等で バスに乗るとき 整理券発券機から整 理券を取りください。







ノンステップバス

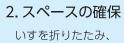
- ▶ 乗降□の段差をなくし、地面から床面までの高さを30センチ程度とした、車いす使用者など 誰もが乗り降りしやすいバスです。市内を走るバスの約7割で導入しています。
- ▶ 車いす使用者が乗降される際、スロープ板の準備等で、時間をいただきます。皆さんのご理解、 ご協力をお願いします。
- ▶ 車いす使用者が乗車いただく際の手順は以下のとおりです。
- ※バス事業者、バスの種類によって、手順、固定の方法が異なる場合があります。

1. スロープ板の準備

車体と地面の段差を解消す るスロープ板を出します。







収納します。





3. 乗車介助

乗車の際は、 運転手がお手伝いします。





4. 車いすの固定

転倒等防止のため、 車体と重いすを 確実に固定します。





5. 出発

安全を確認して、 出発します。



問合せ先

横浜市健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課 TEL:045-671-2387

※ノンステップバスの運行情報については、各バス事業者にお問合せください。

敬老特別乗車証の紹介(敬老パス)

- ▶ 市内にお住まいの70歳以上の希望される方に交付しています。
- ▶ 対象となる市内の路線バス、横浜市営地下鉄(全線)及び金沢シーサイドライン(全線)の利用が無料になる制度です。
- ▶ 交付を受けるためには、その方の収入状況等に応じた負担金の お支払いが必要です。
- ▶ 交付を受けるには各区高齢・障害支援課へお申し込みください。(添付書類が必要となる場合があるので、事前にご確認ください。)
- ▶ 福祉タクシー利用券(P.12)の交付を受けていない方が対象となります。



/kaigoyobo

→ 横浜市福祉特別乗車券

令和2年 10月1日から

令和 3 年 9 月 30 日まで

(市内本人限り有効/貸与・譲渡・複写など禁止

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/koreisha-kaigo/kaigoyobo-kenkoudukuri-ikigai/ikigai-shakaisanka/keirou.html

問合せ先

横浜市健康福祉局高齢健康福祉部高齢健康福祉課 TEL:045-671-2406

福祉特別乗車券の紹介(福祉パス)

- ▶ 市内にお住まいで、下記(1)~(3)のいずれかに該当する 70歳未満の希望される方に交付しています。
- (1) 身体障害者手帳 1~4級を持っている方
- (2) 愛の手帳(療育手帳) A1~B2を持っている方又は、障害者 更生相談所・児童相談所で知能指数75以下と判定された方
- (3) 精神障害者保健福祉手帳1~3級を持っている方
- ▶ 対象となる市内の路線バス、横浜市営地下鉄(全線)及び金沢シーサイドライン(全線)の利用が 無料になる制度です。
- ▶ 交付を受けるためには、年額1,200円(20歳未満は年額600円)の利用者負担金が必要です。
- ▶ 交付を受けるには手帳を持参のうえ各区福祉保健センターへお越しください。
- ▶ 福祉タクシー利用券(P.12)の交付を受けていない方が対象となります。

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/fukushi/annai/gaishutsu/kotsu/fukushi-jyosyaken/ticket.html



(問合せ先 े

横浜市健康福祉局障害福祉保健部障害自立支援課 TEL:045-671-2401

タクシーを上手に使いましょう

タクシーは、自宅や乗りたい場所から目的地まで直接移動ができる、ドア・ツー・ドアの移動が可能な公共交通です。近年では利用者のニーズに合わせて、車両やサービスの多様化が進んでおり、より便利で身近な乗り物となっています。

いくつか特徴的な取組を紹介しますので、是非ご活用ください。

● タクシー料金について

タクシーといえば「便利だけれど、料金が高い」といったイメージをお持ちの方も多いのではないでしょうか。

しかし、実際にはマイカーの維持コストと比較すると、タクシーを利用するほうがお得になることもあります。

また、近年では県内タクシーの運賃が改定となり、短距離移動については割安な料金での利用が可能となっています。

マイカーとタクシーは どっちがお得?

マイカーを所有しても、たまにしか運転をしない場合、実は都度タクシーに乗る方がお得な場合があります。タクシーとマイカーのコストが比較できるコストシミュレーターで一度計算してみてはいかがでしょうか?

http://www.taxi-kanagawa.or.jp/farechange/simulator/



購入金額、保険料などを



タクシーがもっと身近に

第1部タクシ

令和2年2月より、県内タクシーの運賃 が改定となり、初乗り運賃が500円となり ました。短距離の移動が割安となります。 タクシーの利用も是非検討してみてく

ださい。

http://www.taxi-kanagawa.or.jp/-farechange/

京浜地区(横浜、川崎、横須賀、 三浦)の改定運賃



利用シーンのイメージ







2いろいろな活用方法

車両やサービスの多様化により、利用者のニーズに応じて使い分けることが出来るようになっています。

タクシー配車アプリの紹介

- ▶ スマートフォンのアプリを通じてタクシーの呼び出しや予約をすることができます。
- ▶ 事前にクレジットカードの情報を登録することで決済も可能です。
- ▶ 一度に複数のタクシー事業者の中から呼び出すことが可能なので、荒天や夜間等、タクシー事業者に電話がつながりづらいなどの心配がありません。

※迎車料金がかかります。

一般的な配車アプリ利用の流れ

①スマートフォンでアプリ を起動し、目的地と乗車 地を指定 ②乗車地にタクシーが到着。事前 に目的地を設定しているので 説明は不要。 ③事前に設定した支払い 方法にて決済。







▲乗車する前に運賃を確定させる「事前確定運賃」のサービスを適用できる場合があります。ただし、ご利用のアプリ、タクシー事業者が対応していない場合もあります。また、各アプリでサービスのルール等が異なりますのでご注意ください。

※事前確定運賃とは別に迎車料金がかかります。また、有料道路を通るルートを選択された場合は、別途有料道路料金がかかります。

横浜市内のタクシー事業者が導入している配車アプリ(令和2年7月時点 横浜市調べ)

·GO

(I⊟: MOV/Japan Taxi)



· DiDi



・S.RIDE (西区、南区、中区)



ユニバーサルデザインタクシー(UDタクシー)の紹介

- ▶ 広い開口部にスライドステップを備え、車いすのまま乗車できるなど、障害のある方や高齢者に配慮された誰もが使いやすい一般タクシー車両で、一般タクシー料金で利用ができます。
- ▶ 原則として、ユニバーサルドライバーの研修を修了した運転手が乗務に当たっています。 ※ユニバーサルドライバー保険(賠責保険)にも加入しています。
- ▶ ユニバーサルデザインタクシーを導入している事業者は横浜市ホームページをご確認ください。またユニバーサルデザインタクシーの利用をご希望の方は予約の際にその旨をお伝えください。

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/fukushi/annai/gaishutsu/sharyo/ud.html

- ▶ 乗車可能な車いすの寸法、重量、乗り降りできる場所には条件がありますので、あらかじめ 各タクシー事業者にお問合せください。
- ▶ 車両は後ろから乗るものと、横から乗るものがあります。横から乗るものは乗降に一定のスペースが必要となるため、狭い場所での乗降はできません。
- ▶ 傾斜のある場所での乗降は危険が伴うためできません。

車両後方から 乗車します



NV200



「陣痛タクシー」、「子育て支援タクシー」の紹介

- ▶ お子さんやその保護者、また妊娠中の方に優しいタクシーサービスがあります。
- ▶ サービス実施の有無や内容、料金等については、一般社団法人 全国子育てタクシー協会や お近くのタクシー事業者にお問合せください。

(子育て支援タクシーのサービス例)



陣痛送迎(陣痛タクシー)

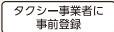
事前に登録しておけば、陣痛が来ても、迅速で安全に産院まで直行します。



記支援(子育て支援タクシー)

- あらかじめ保護者の方から連絡いただいたお子さまの、おひとり での移動をお手伝いします。
- 事前打合せを行った上でのご利用となります。
- お電話で送迎の終了をご報告します。

一般的な利用の流れ



利用予約

Ē

車

報告※

※お子さまおひとりでの移動をお手伝いする場合

民間事業者の取組の紹介【かれんタクシー推進プロジェクト】

かれんタクシー推進プロジェクトとは、タクシーの利用の前に、タクシー事業者と面談することで双方の心配事を解消し、安心して乗車することができる仕組みです。

事前登録後、かながわ福祉移動サービスネットワークが神奈川県タクシー協会横浜支部と調整し、対応可能なタクシー事業者を紹介します。

こんな使い方も…

- ●学校や作業所などからおひとりで乗り、病院で家族と待ち合わせる。
- ●交通機関の乗り換えが難しい所にある作業所へ通う。
- ●保護者の入院などにより、学校や作業所に送迎してくれる人が誰もいない。
- ●放課後等デイサービスに通いたいが、希望のところには送迎車がなくて通えない。
- ●自家用車が故障してしまい、車いすのまま出掛けられない。
- ●定期的に、療育センターやショートステイに行くときに送ってもらいたい。
- ●放課後等デイサービスに行きたいが、バギーのまま乗車できる送迎車がない。

問合せ先

認定NPO法人 かながわ福祉移動サービスネットワーク TEL:045-534-6718 一般のタクシーを利用する場合でも、横浜市が交付する「福祉タクシー利用券」をご利用いただけます (一部ご利用いただけない会社もあります)。

福祉タクシー利用券の紹介

- ▶ 対象者は、市内にお住まいの方で、下記のいずれかに該当する、福祉特別乗車券(P.7)又は、 敬老特別乗車証(P.7)の交付を受けていない方です。
 - (1) 下肢・体幹・視覚・内部障害のいずれかを含む1・2級の身体障害者手帳を持っている方
 - (2) 愛の手帳(療育手帳) A 1、A 2を持っている方又は、障害者更生相談所・児童相談所で知能指数35以下と判定された方
- 横浜市重度障害者福祉タクシー利用券
 No. 0000000

 手帳番号
 ※利用者が必ず混入してください。

 乗車年月日
 年月日
 財成額
 500円円

 タクシー名
 見本車番

 有効期間 令和2年10月1日~令和3年9月30日
 横浜市長衛浜市長

 イ効期間外の利用券は使用できません。
 縦浜市長

 ※利用券裏面の注意事項もお読みください。
 1

部

タクシ

- (3) 下肢・体幹・視覚・内部障害のいずれかを含む3級の身体障害者手帳を持っている方のうち、 愛の手帳(療育手帳) B1を持っている方又は、障害者更生相談所・児童相談所で知能指数 50以下と判定された方
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1級を持っている方
- ※ただし、福祉タクシー利用券の交付対象となる身体障害者手帳を65歳以上になってから取得された方は対象外です。
- ▶ 1枚につき500円を限度に助成するタクシー利用券を交付します(交付枚数には上限があります)。
- ▶ タクシー利用料金が本券利用可能額に満たない場合は、おつりは出ません。
- ▶ 1回の乗車につき、タクシー利用券を7枚まで使用可能です(超過分はお支払いください)。
- ▶ 10月1日~翌年9月30日まで年間84枚を交付します(腎臓機能障害で人工透析に週3回以上 通院している方には年間168枚を交付します)。
- ▶ 神奈川県下で運行しているタクシー事業者が対象です。乗車の際、タクシー券の利用の可否についてご確認ください。
- ▶ 交付を受けるには手帳をご持参のうえ各区福祉保健センターへお越しください。

問合せ先

横浜市健康福祉局障害福祉保健部障害自立支援課 TEL:045-671-2401 高齢の方や障害のある方など、おひとりでの移動が困難な場合には、福祉的な移動サービスによる移動 手段がご利用いただけます。その一つに「福祉有償運送」があります。

福祉有償運送の紹介

の

他の

- ▶ 「福祉有償運送」とは、おひとりでタクシーを含む公共交通機関を利用することが困難な方に対して、原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送を行うものです。必要に応じて、外出先での付き添いなどのサービスが利用できます。
- ▶ 対象者は下の表に当てはまる方で、かつ、おひとりでタクシーを含む公共交通機関を利用する ことができない方です。

要介護認定者(1~5)

要支援認定者(1~2)

身体障害者手帳(1~6級)を持っている方

愛の手帳(療育手帳)、精神障害者手帳を持っている方、難病、その他肢体不自由、 内部障害等がある方

- ▶ 料金、利用方法、移動範囲、サービス内容等については実施団体により異なります。
- ▶ 福祉有償運送の利用を希望される方は実施団体へお問合せください。

※ご利用いただくには実施団体への事前登録が必要となります。

※横浜市内の福祉有償運送実施団体は市ホームページをご確認ください。

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/chiikifukushi/yusho/fyu.html









問合せ先

横浜市健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課 TEL:045-671-3427 障害のある方などで移動にお困りのときは、各区の移動情報センターにお問合せください。ご相談の内容に応じて、支援制度のご案内や、サービス事業者等(移動支援事業所、タクシー事業者、地域のボランティアなど)の紹介を受けられます。

移動相談窓口の紹介

移動情報センターの連絡先リスト

区	名 称	問合せ先	住 所
鶴見区	鶴見区移動情報センター	045-504-5050	鶴見区鶴見中央4-37-37 リオベルデ鶴声 2 階
神奈川区	でかけY〇!神奈川 (神奈川区移動情報センター)	045-311-2678	神奈川区反町1-8-4 はーと友神奈川1F
西区	西区移動情報センター	045-620-5998	西区高島2-7-1 ファーストプレイス横浜3階
中 区	中区移動情報センター	045-681-6682	中区山下町2番地 産業貿易センタービル4階
南区	南区移動情報センター	045-250-5260	南区浦舟町3-46 浦舟複合福祉施設8階
港南区	港南区移動情報センター	045-342-5567	港南区港南4-2-8 そよかぜの家 3 階
保土ケ谷区	保土ケ谷区移動情報センター	045-332-2479	保土ケ谷区川辺町5-11 かるがも3階
旭 区	移動情報センターあさひ (旭区移動情報センター)	045-392-1124	旭区鶴ケ峰一丁目6番地35
磯子区	磯子区移動情報センター	045-759-4005	磯子区磯子3-1-41 磯子センター5階
金沢区	金沢区移動情報センター	045-786-8034	金沢区泥亀1-21-5 いきいきセンター金沢
港北区	おでかけGO!港北 (港北区移動情報センター)	045-543-1947	港北区大豆戸町13-1 吉田ビル2F
緑区	緑区移動情報センター	045-931-3280	緑区中山2-1-1 ハーモニーみどり1階
青葉区	青葉区移動情報センター	045-479-9111	青葉区市ケ尾町1169-22 青葉区福祉保健活動拠点
都筑区	都筑区移動情報センター	045-943-4059	都筑区荏田東4-10-3 港北ニュータウン まちづくり館内
戸塚区	戸塚区移動情報センター	045-862-5091	戸塚区戸塚町167-25
栄 区	栄区移動情報センター	045-894-8514	栄区桂町279-29 栄区福祉保健活動拠点内
泉区	泉区移動情報センター	045-719-5220	泉区和泉中央南5-4-13 泉区福祉保健活動拠点 泉ふれあいホーム内
瀬谷区	瀬谷区移動情報センター	045-361-2202	瀬谷区二ツ橋町469番地 せやまる・ふれあい館2階

問合せ先

横浜市健康福祉局障害福祉保健部障害自立支援課 TEL:045-671-2401





第 2 部

移動手段の導入検討

地域で移動手段の導入を考えましょう

第1部で紹介した今ある移動手段では不十分な場合、地域全体で解決策を考えていくことが大切です。

移動手段の導入の必要性を皆さんで考えましょう

移動の困りごとについて地域でよく話し合い、それらに応じた解決策がないか考えてみましょう。

●困りごとに応じた解決策を考えてみましょう

移動手段の導入を考えるに当たっては、地域の困りごとを的確にとらえることが大切です。誰が、いつ、何のために、どこに行くのに困っているのか、地域でよく話し合い、困りごとに応じた解決策を考えてみましょう。

困りごとによっては、移動手段の導入ではなく他の方法が解決にふさわしい場合もありますので、まずは 幅広く考えてみましょう。



□ラム 交通事業者の現状

バスの利用者は過去20年で約20%減っていることはご存知でしょうか?加えて、現在 バス事業者やタクシー事業者などの自動車運転業務は深刻な運転手不足の問題を抱えて おり、その結果が路線バスの減便や廃止、タクシーの減車にもつながっています。

こうした状況を踏まえ、今ある移動手段を積極的に利用し、交通事業者を支えていくことも大変重要なことです。





❷導入したい移動手段について具体的に考えてみましょう

移動手段を導入する場合、利用者数の目安に応じて適切な手段を選択する必要があります。

利用者数の目安を知りましょう

バスを含めた移動手段を継続的に運行していくためには、下の表のとおり、移動手段に応じ てある程度の利用者数が必要です。

- ▶ 移動手段の運行については、緑ナンバー(道路運送法による事業許可を得た交通事業者によ る運行)と白ナンバー(道路運送法による事業許可・登録を要しない方法による運行)の大き く2つの手段があります。
- ▶ 横浜市では、安全性や事業の継続性などの点から緑ナンバー、すなわち交通事業者による運 行を第一に考えています。採算性などの問題により、交通事業者による運行が難しい場合に 限り、ボランティアバスなど交通事業者によらない白ナンバーによる運行の検討を行って います。

	車種	利用者の目安	事 例
緑ナンバー (道路運送法による 事業許可を得た交通 事業者による運行)	大·中型	250人/日~	【事例1】港南区日野ケ丘地区 P19
	小型	23371	【事例2】金沢区片吹地区 P20
	ワゴン型	130人/日~	【事例3】戸塚区小雀地区 P21
白ナンバー (道路運送法による 事業許可を要しない 方法による運行)	ワゴン型	10人~20人/日	【事例4】緑区山下地区 P22 【事例5】菊名おでかけバス P23 【事例6】泉サポートプロジェクト P24

□ラム 緑ナンバー、白ナンバーとは? 普通自動車• 営業用 自家用 品川 11 品川 小型自動車・ 緑のプレートに 白のプレートに あ12-34 **±12-34** 大型特殊自動車 白の文字 緑の文字 白ナンバー | 自家用自動車 **緑ナンバー 事業者自動車** ●運賃をとって人や物を運ぶ ●運賃をとってはいけない(原則) ●プロの運転手が運転 ●国土交通省の運輸局の認可証が必要 ●軽自動車の場合は黒地に黄文字

「地域交通サポート事業」とは…

横浜市では、生活に密着した地域交通の導入に向けて、地域の主体的な取組がスムーズに進むよう に、活動に対して様々な支援を行う「地域交通サポート事業」を実施しています。次のページから紹介 する事例1~4は本事業の活用により導入されました。

「地域交通サポート事業」の概要

- ▶ 生活に密着した地域交通の導入に向けて、地域の主体的な取組によって移動手段の確保や 持続可能な運行がスムーズに進むように、地域に対して様々な支援を行う事業です。
- ▶ 駅から離れた住宅地や、駅徒歩圏でも山坂の多い地区等において、通院、買い物など様々な 目的での移動や高齢化による移動手段の確保を目的としています。

地域交通サポート事業 ~実現のための基本的な考え方~

- 1 安全・安心な運行:国から乗合・乗用業務の許可を得た緑ナンバーを有する車両
- 2 地域の盛り上がり:多くの方が継続的に利用することで、安定した経営を行う
- 3 行政からの財政支援に頼らない自立した運行







地域交通サポート事業に よる交通問題解決 ご近所との交流が増えた お買い物が便利になった

第2部

の

横浜市地域交通サポート事業は、生活に密着した地域交通の導入に向け 地域主体的な取組がスムーズに進むよう、活動に対して様々な支援をしています。

















(問合せ先 `

横浜市道路局計画調整部企画課 TEL:045-671-3800

移動手段の導入事例

地域で移動手段を導入した事例を以下で紹介します。

● 交通事業者による運行事例 [緑ナンバー]

地域組織等が交通事業者と話し合いの上、新たなバス路線を設けた事例です。

事例1 港南区日野ケ丘地区 乗合バス

- ●運行事業者:神奈川中央交通株式会社
- ●車両:中型(定員約60名)
- ●運行経路: 上大岡駅~日野ケ斤地区~ 上大岡駅(循環)

導入の背景

移動手段の

日野ケ丘はバスも電車も近くになく、住民に

とって交通の便が悪いことが悩みの種でした。また、急な坂道が多く、特に高齢者の移動は非常

に厳しい状況でした。そこで、平成19年、日野ケ丘地区(日野4丁目)において、地域に適した移 動手段を検討するための組織を設立しました。

アンケートを実施し、地域の合意形成を図り、4年にわたり、地域組織、運行事業者、横浜市の 三者による検討を重ね、平成24年に新たなバス路線が開設されました。

苦労した点

一番の苦労はバスが通るルートの選定と、バス停留所の位置並びにポールの設置でした。 色々な要望や不満を、戸別に訪問して粘り強く解決していきました。

また営業運転のためには実証 運行が必要です。そのためには、 安全の確保が絶対の条件でした。 警察・土木事務所や小学校の協力 を得て、町内を走る業務用車両に も安全走行を呼びかけ、ボラン ティアによる子どもの安全指導 も行ないました。



運行経路

ポイント

※「公務員住宅東」は「日野サザンポート前」に変更となっています。

地域交通サポート事業(P18)

住民の方自らが『まちづくりのサポーター』として、合意形成(説明会)、地元交渉、周知・利用 啓発等を行い、事業採算路線を作り上げることにご尽力いただいた結果、今でもたくさんの方 に乗っていただける路線となりました。

事例2 金沢区片吹地区 乗合バス

- ●運行事業者:京浜急行バス株式会社
- ●車両:小型(定員約35名)
- ●運行経路:能見台駅~片吹地区~ 能見台駅(循環)

地域交通サポート事業(P18)



使用車両

導入の背景

片吹地区は京急線能見台駅、金沢文庫駅から 約1kmの丘陵地に立地しており、既存の路線バ

スは走っておらず、「移動が困難だ」という地域の方の会話から移動手段の導入に向けた検討が 始まりました。

平成23年から同地区の自治会と区、運行事業者による話し合いが行われ、平成24年に地域が 「片吹交通対策委員会」を立ち上げ、地域交通サポート事業による取組を開始しました。

その後、平成27年から実施した実証運行において、地域の利用促進活動の効果もあり本格運 行実施のめどが立ったことで、平成28年に本格運行が開始されました。

苦労した点

実証運行の当初は苦戦し、 利用人数がなかなか伸びません でしたが、バス停の増設に加え、 地域で作成した利用促進ポス ターの掲示や、周辺自治会に対 する広報活動の結果、利用者は 増加し、本格運行を開始するこ とができました。

ポイント

山坂の多い住宅地を通るルー トのため、小型のバスで運行を しています。

小さい区域ですが、地域の団 結が強く、広報活動も盛んなた め、本格運行開始後も利用者数 が伸びています。



運行経路

事例3 戸塚区小雀地区「こすずめ号」 乗合バス

- ●運行事業者:株式会社共同
- ●車両:ワゴン型(定員14名)
- ●運行経路:大船駅東□~小雀地区~ 大船駅東□(循環)

導入の背景

小雀地区は、平成19年から地域交通サポート事業に基づき移動手段の検討を始めました。地区から大船駅に出るための既存のバス停までは坂道

使用車両

地域交通サポート事業(P18)

も多く、徒歩で20分以上かかり、特に高齢者が大きな不自由を感じていました。

道幅が狭く大型バスの運行は難しいことから、ワゴン車をバスとして使用するという方向で検討が進められました。そして、採算性のめどが立ったことから、平成20年に実証運行が開始され、平成21年に本格運行となりました。

苦労した点

本格運行開始後、利用者数が目標に達さず赤字だったため、地域、事業者、市で収支改善に向けた検討を進め、運賃改定や複数回のダイヤ改正を行いました。また、無料体験乗車会や車両ラッピングデザインの募集・投票を行うなど、利用者増加に向けて引き続き取り組んでいます。

ポイント

ワゴン車で運行を行なって いるため、一度に乗れる人数 が少ない分、事業採算性が厳 しい取組ですが、地域にかか せない移動手段として今後も 維持できるよう、さまざまな 取組を開始しています。



運行経路

2 交通事業者以外による運行事例 [白ナンバー]

交通事業者による運行が難しい場合、地域の共助や地域の施設等と連携した移動手段の事例があります。

事例4 山下地区ささえあいバス

- ●運行主体: 一般社団法人 山下地区安全・ 安心まちづくり協議会
- 車両:ワゴン型(定員10名)※横浜環状北西線建設関連企業による地域貢献 協議会から提供
- ●運行経路:①交流センター便
 - ②お買物便(北八朔OKストアルート/谷津田原OKストアルート/西八朔ローゼンルート)
- ●対象者:緑区山下地区内にお住まいの方

地域交通サポート事業(P18)



第2部

使用車両

導入の背景

緑区山下地区は地域内を相互に結ぶ公共交通機関が乏しく、買い物や通院、地域活動への参加等、日常の移動手段確保を求められていました。そこで、平成28年から地域住民が主体となりワゴン車による実証運行を行い、平成31年に本格運行を開始しました。

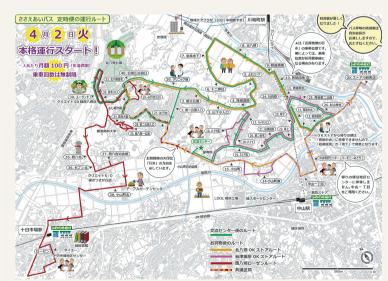
苦労した点

山下地区ささえあいバスは道路運送法の許可・登録を要しない運行であるため、運行経費の確保には制約があります。法に抵触することがないよう、関係機関との協議を重ね、平成31年に本格運行に至ることが出来ました。また、バスを運行するドライバー等スタッフの募集や利

用者増加に向け広報活動を 取り組んでいます。

ポイント

ボランティアバスは地域 により運営されています。 利用者のニーズに合わせ た運行がしやすい一方で、 自らドライバーの確保や安 全な運行を行うなど、地域 の努力によって成り立って います。



運行経路

事例5と事例6は、横浜市の地域交通サポート事業以外の導入事例です。

事例5 菊名おでかけバス

- ●運行主体:コミバス市民の会
- ●車両:ワゴン型(定員8名)※有志の方からの貸与
- ●運行経路:菊名駅西□~OKストア前~菊名駅前公園前
- ●対象者:コミバス市民の会の会員

導入の背景

平成12年当初から、山坂の多い港北区菊名地域において気軽に地域内移動で利用できるツールを求める声が強くなりました。菊名駅近辺は通勤通学の至便地域ですが、駅から近い場所であっても勾配が急で、高齢者や乳幼児連れ、障害児者等にとっては出掛けることが困難で、高齢者の閉じこもり率も市の平均を大きく超える地域でした。

試行錯誤(自家用車、市バスを借り上げての試運行)の末、平成22年から週1回の菊名おでかけバスを開始しました。

苦労した<u>点</u>

の

当初、「移動の保障」は、行政や交通事業者の役割であるという考え方が強くありました。行政への要求を活発にすることが市民の役割だという考えを克服し、自らのくらしにとって必要なものを自分たちでつくり、担うという考え方を共有できたのは、自主的な市民活動の実践者が仲間にいたことが大きいです。

また、自動車を使用するため事故に対する不安から 参加に慎重になり、協力者の輪が広がりにくくなって います。仕事を退職した市民の新しい社会参加により 担われる事業ということもあり、ボランティアを確保 することが最重要課題です。

運行主体からのコメント (導入効果など)



港北区社会福祉協議会の「港北みんなの助成金」を 受けて運行しています。

外出支援は、高齢者の心身を活性化するとともに孤立化傾向を抑止し、健やかな地域社会を つくる上で重要です。菊名おでかけバス10年の持続により、移動支援の活動を媒介とする人の つがなりと協力関係が進み、それは生活全般を支え合う地域のつながりにまで広がりました。 運行だけでなく、趣味と社会活動への参加を両輪とすることを目指していきたいと思います。

事例6 泉サポートプロジェクト 地域貢献によるサロン送迎等

- ●運行主体: 社会福祉法人・NPO法人等を中心としたプロジェクトメンバー
- ●車両:地域ケアプラザ(以下CP)や 特別養護老人ホーム、企業の車両を活用
- ●対象者:主に「通院等乗降介助」や 「福祉有償運送」以外の自立〜要支援1等の 方々をサポート



導入の背景

泉区は、エリアによっては移動手段が少なく、日常の買物や地域サロンに行きたくても一人では行くのが難しい方が多いことが課題となっていました。

平成28 年度に泉区社会福祉協議会専門機関部会(※)で地域貢献としての移動支援の検討を進めてプロジェクトが発足し、平成29 年度には、2つのCPで外出に不安のある高齢者を対象にサロンへの送迎が始まりました。(※専門機関部会:社会福祉法人・NPO 法人・医師会・学校(小・中・高)校長会などで構成。)

その後、これまで接点がなかった地域と施設が連携して、地域の課題を解決するための話し合いが、区域及び各地区で行われるようになりました。

住民への周知と施設のモチベーションを上げるため、プロジェクトとして地域貢献活動を行っている施設や担い手の方へジャンパー等の配布や、活動の周知と拡充を図りました。CP や地域の担い手と連携し、令和2年4月現在21の施設や団体が地域サロンなどへの高齢者の送迎を行っている他、イベント時の協力等地域との共生に広がっています。

苦労した点

事業を立ち上げる時点では、社会福祉法人や団体、地域住民に向けた事業周知や協力依頼に 苦労しました。その後、事業を展開する中で見つかった課題や改善策についてはエリアごとで 共有する場を作り、事業が継続できるよう工夫しています。今後、他地区でも取組が始められる ようガイドラインの共有に現在取り組んでいます。

運行主体からのコメント (導入効果など)

ドライバーや添乗者などの担い手として施設職員のほか、地域の民生委員、ボランティアなど顔見知りの人が参加する事により、サロンの延長のようなアットホームな交流も車内で生まれています。高齢者食事会などに今まで行きたかったけれど行けなかった方が久しぶりに参加し、友人と再会ができ喜びの声も聞こえています。

